

山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成20年1月21日(月)午後2時から

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

伊妻 稔(山口県商工会連合会専務理事)

上野省一(山口市自治振興部長)

小野村昌子(山口県消費生活センター所長)

勝山浩嗣(山口地方検察庁次席検事)

清水茂美(弁護士)

下田文男(山口地方裁判所長)

田川章次(弁護士)

堤 雅恵(山口県立大学看護栄養学部准教授)

鍋山祥子(山口大学経済学部准教授)

萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道制作局報道部周南支局長)

山本恵三(山口地方裁判所判事)

(2) オブザーバー

民事首席書記官, 刑事首席書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) あいさつ(山口地方裁判所長)

(2) 委員長選任

次回の議題とすることになった。

(3) 「山口地方裁判所委員会の委員の人数及び解任に関する規程(案)」に対す

る求意見について

特に意見は提出されなかった。

(4) 裁判員制度広報の取組について

山口地裁における裁判員制度広報の取組（前回委員会開催後の状況）について、総務課長から説明があった。

- ・ 委員の意見は別紙のとおり

(5) 模擬選任手続の実施状況及び環境整備の取組状況について

山口地裁における模擬選任手続の実施状況及び環境整備の取組状況について、刑事首席書記官及び事務局長から説明があった。

(6) 次回の意見交換のテーマについて

山口家裁委員会と合同で模擬評議を実施し、裁判員制度全般について意見交換することとなった。

(7) 次回開催日の決定

平成20年7月7日（月）午後1時20分

(別紙)

委員の意見等

【裁判員制度広報の取組について】

- 1 検察庁においても広報活動は積極的に行われており，企業や各種団体を訪問するなどしている。広報活動の内容は，裁判員制度の説明が中心であるが，DVDを見てもらいイメージを持ってもらった上で質疑応答を行うこともある。これまでに100回近くは行っている。
- 2 弁護士会では，日弁連や刑事弁護センターを中心に研修を実施している。
- 3 前回，広報の手段として，ケーブルテレビはどうかという意見もあり，萩市のケーブルテレビの事務局にうかがい，「評議」のDVDを放映してもらおうようお願いしている。いつ放映されるかについては分からないが，放映してもらえるものと思っている。その他，美祢町が独自のケーブルテレビを持っていると聞いているが，山口県内のケーブルテレビの加入率が50%程度ということから，広報手段としては効果的だと思われる。
- 4 消費生活センターでは，出向いて啓発活動を行っているが，その際にプレスリリースを行うようにしている。プレスリリースを行うと，ケーブルテレビは必ず来てくれるので，裁判所ももっとプレスリリースを利用してはどうか。
- 5 企業の事業主が，従業員が裁判員となることによってメリットがあるという意識の転換が必要ではないかと思っている。
- 6 従業員が裁判員に参加することによる企業のメリットとしては，裁判員として参加することで，従業員が，非常に高い倫理観に接し，また，様々な人と会うことによって成長を遂げて帰ってくるということではないか。
- 7 小規模零細企業だと，1人1人の従業員が大事で，裁判員として参加されると困ることになる。そのような状況では，小規模零細企業の理解を得ることは難しいのではないかと。

- 8 裁判員制度に関する広報活動が、いろいろな組織団体を通じてという段階から、第1次産業従事者、零細企業の従業員や主婦にまで広がっていかないといけない状況の中では、報道関係者がいろいろな視点から貢献していく必要があると思われる。
- 9 裁判員制度が裁判所の支部のある地域で受け入れられるためには、中規模支部程度でも裁判員裁判が実施される必要があるのではないか。
- 10 裁判員制度の広報が進むと、裁判員の辞退事由について個別事情をどこまで認めてもらえるのかについて質問される可能性もあり、Q & Aを詳しくするとか、専門の相談窓口ができると理解が深まるのではないか。